

平成29年5月19日
(資料提供)

(事務担当)
石川県農林水産部農業安全課
農業安全対策グループ 担当者：由岡、北村
TEL 076-225-1626 (内線 4707)

斑点米カメムシ類対策にかかる除草作業実施要請について

石川県農林水産部及びJA中央会等が、カメムシ類の防除のため、農家等に対応の困難な河川堤防や鉄道、国道及び高速道路のり面の除草について、関係機関に対し適切な対応を要請する。

- 要請日時 平成29年5月23日(火)
14時30分～16時00分
- 要請先
 - 14:30 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長
(所在地：金沢市西念4-23-5)
 - 14:50 JR西日本金沢支社金沢保線区長
(所在地：金沢市中橋町30-20)
 - 15:20 中日本高速道路株式会社金沢保全・サービスセンター所長
(所在地：金沢市神野町東170)
 - 15:50 IRいしかわ鉄道株式会社代表取締役
(所在地：金沢市高柳町9-1-1)
- 要請者 石川県参事(農業担当)
北井 芳 範(きたい よしのり)
JA石川県中央会地域振興部長
藪 岸 登志明(やぶぎし としあき)
JA全農いしかわ米穀園芸部米穀課長
坂 野 靖 (さかの やすし)

※ 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所に対しては手取川、梯川の堤防及び国道のり面、中日本高速道路株式会社金沢保全・サービスセンターに対しては北陸自動車道のり面、JR西日本金沢支社金沢保線区に対しては北陸本線・七尾線の沿線のり面、IRいしかわ鉄道株式会社に対しては管理する路線のり面の除草について要請する。

【参考資料】

カメムシ類による斑点米について

1 斑点米

カメムシが稲の籾を吸汁することにより、米に吸い跡(吸汁痕)が残り、斑点米と呼ばれる被害が発生する。斑点米は本県産米の品質低下の大きな要因であり、「売れる米づくり」のためには、斑点米の発生防止が重要な課題となっている。



斑点米

斑点米を起こすカメムシの一



オオトゲシラホシカメムシ



アカスジカスミカメ

2 カメムシ類の生態と雑草について

カメムシ類は、一般的に植物の種子を吸汁しており、雑草地や水田等を移動している。7月上旬頃までは主に雑草地に生息して数を増やし、稲の出穂期以降は水田へ侵入して斑点米を発生させる。

また、カメムシ類は、大きく分けて「歩いて移動する種類」と「飛んで移動する種類」があり、近年は、「飛ぶ種類」のカメムシ類の比率が増加している。

3 雑草地の除草時期について

6月中に除草を行うことは、餌を除去することにつながり、結果としてカメムシ類の数を少なくすることができ、効果的な被害防止対策となる。

一方、稲が出穂した後の除草はカメムシ類を水田に追い込むことになるので、7月中旬から8月中旬の除草は避ける。

また、飛んで移動するカメムシが増えていることから、広い範囲の一斉除草は効果が高い。